

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 飼料の分析検査の概要  
土地改良事業計画の適否の決定(十件)  
県道の路線の認定  
道路の区域の決定  
道路の供用の開始
- ◇ 公 告 高圧ガス製造保安責任者試験の実施  
高圧ガス販売主任者試験の実施
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合の昭和四十九年度決算要旨

## 登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名称	登録番号	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
神戸市葦合区小野浜町9番52号 協同飼料株式会社 協同印種豚用完全配合飼料 タネトシE	71BD第11号	13.0 13.8	2.0 3.3	10.0 4.1	10.0 7.0	昭和50年4月9日 米子市二本木1131の1 (有) 桑田商店米子営業所

## 告 示

### 鳥取県告示第七百六十五号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月及び六月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

協同印子豚用完全配合飼料 コロベリット	74BB第17号	16.0 17.3	2.0 3.6	6.5 2.7	9.0 5.2	昭和50年4月17日 境港市元町1825番地 (有) 三代肥糧店 境港営業所
協同印子豚用完全配合 ネオポーグ9	73BC第7号	15.5 16.1	4.0 6.9	4.0 2.7	7.0 4.8	
下関市大和町2丁目4番8号 林業産業株式会社 まるは印完全配合飼料 成鶏飼育用エールマツジュ	72TD第39号	17.0 18.3	2.5 3.3	6.0 3.2	12.5 11.4	昭和50年4月17日 米子市目久美町175 (有) 高野令一商店
倉敷市水島海岸通3丁目3番地 丸紅飼料株式会社 マルベニ印完全配合飼料 成鶏用ベニマツジュ	72TD第294号	16.0 16.0	2.5 3.9	6.0 3.3	12.5 10.4	
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社 カネニ印完全配合飼料 幼豚育成用ペーコンジュニア	第4461号	15.0 15.8	2.0 3.1	6.5 5.2	9.0 6.4	昭和50年4月17日 米子市糺町2丁目 (有) 江畑商店
カネニ印完全配合飼料 成鶏飼育用イエロー	72TD第229号	16.0 17.7	2.0 4.1	6.0 4.1	12.5 11.3	
大阪市港区石田2-3-19 日本農産工業株式会社 ノーサン印成鶏飼育用完全配合飼料 エゲナー	72TD第248号	16.0 16.5	2.0 3.4	6.0 2.8	12.5 9.4	昭和50年4月17日 米子市糺町2丁目 (有) 江畑商店
ノーサン印子豚用完全配合飼料 エーグルY	72BB第38号	16.0 17.6	2.0 3.7	6.0 3.4	8.0 5.8	

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。いては「以上」をフイツジュリユル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製 造 事 業 場 の 所 在 地 及 び 名 称 飼 料 の 名 称	表 示 区 分	検 査 結 果				収 去 年 月 日 其 他 特 記 す べ き 事 項
		粗たん 白 質	粗脂肪	粗纖維	粗灰分	
神戸市長田区駒ヶ林南町 1 番 102 号 日本配合飼料株式会社 三井印完全配合飼料 プロイラー前期用	表	18.0 20.7	5.0 5.6	5.0 2.4	7.0 5.9	昭和50年 4 月 9 日 米子市二本木1131の1 (有) 桑田商店米子営業所
三井印完全配合飼料 プロイラー後期用	表	16.0 18.6	5.0 5.4	5.0 2.1	7.0 4.6	
境港市竹内町664 (有) 新商店 フェザーミール		87.9	3.3	0.3	5.6	昭和50年 4 月 17 日 境港市竹内町664 (有) 新商店 製造工場
境港市栄町117 柏木精麦製粉所 庄ペン麦		10.8	1.9	2.3	1.9	昭和50年 4 月 17 日 境港市栄町117 柏木精麦製粉所 飼料庫
玉野市築港5976番地 中国飼料合資会社 カネニ印完全配合飼料 ミートライソ	表	14.0 14.9	1.5 3.1	7.5 5.1	10.0 6.2	昭和50年 4 月 17 日 米子市目久美町175 (有) 高野令一商店

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を付した飼料を「票」とあるのは任意に成分票を付した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以下」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以上」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	登 録 番 号	検 査 結 果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん 白 質	粗脂肪	粗纖維	粗灰分	
尼崎市西高州27 日本農産工業株式会社 尼崎工場 ノーサン印プロイラー肥育後期用完全配合飼料 フライニー	72TF第38号	18.0 20.3	4.5 7.4	5.0 2.6	7.0 4.4	昭和50年6月12日 鳥取市滝梁町 伊吹肥料本店
ノーサン印プロイラー肥育後期用完全配合飼料 ピュアB-1 ノーサン印プロイラー肥育前期用配合飼料 ジョイスター	74TF第57号 72TE第29号	17.5 18.5	4.5 7.5	5.0 2.9	7.0 5.7	
神戸市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料 大雛用1号	70TC第7号	14.0 14.7	3.0 3.6	6.0 4.7	9.0 7.1	昭和50年6月12日 鳥取市安長35-1 鳥取県経済連鳥取支所
くみあい標準配合飼料 成鶏用エツヅマツシユ16	72TD第94号	16.0 16.9	3.5 4.5	5.0 3.1	12.5 11.9	昭和50年6月12日 鳥取市湖山町 鳥取ノーサン飼料(株)
神戸市東灘区住吉浜町19の3 日本農産工業株式会社 神戸工場 ノーサン印プロイラー肥育後期完全配合飼料 プロード	72TF第39号	17.0 17.5	4.0 6.8	5.5 3.9	9.0 5.2	
ノーサン印肉牛肥育用完全配合飼料 フラスビーフ	75UT第4号	12.0 13.7	1.5 3.3	10.0 7.0	10.0 7.2	粗たん白質不足
ノーサン印子豚育成用完全配合飼料 バクトン子豚	75BB第14号	15.5 15.0	2.0 3.2	5.0 2.7	7.0 5.0	
ノーサン印子豚人工乳後期用完全配合飼料 ピンキーYベレット	72BA第17号	18.0 19.2	3.5 5.0	4.0 2.3	7.0 5.4	

ノーサン印豚飼育用完全配合飼料 プラソパーY	72BC第113号	14.0 14.3	2.0 3.2	7.5 4.3	8.0 6.0	昭和50年6月12日 鳥取市古海面開発 (株)ケンパン古海倉庫 粗灰分過剩
広島市出島1丁目32番8号 船入糧工株式会社 イリフネ中瓣用完全配合飼料	70TB第33号	17.0 17.7	3.0 3.5	4.0 2.8	8.0 8.3	
イリフネ完全配合飼料 大瓣用	73TC第5号	14.0 14.9	3.0 3.1	6.0 3.3	8.0 8.1	昭和50年6月12日 鳥取市富安351-2 中村産業(株)
神戸市兵庫区明治通3丁目20 兼三株式会社飼料工場 マルマス印完全配合飼料 成鶏タカラ	69TD第292号	17.0 17.0	3.0 3.6	6.0 2.3	12.5 7.7	
神戸市葦合区小野浜町9-50 日清製粉株式会社 神戸工場 日清印子豚育成用完全配合1飼料 ネオビギー	71BB第16号	15.0 16.3	2.5 4.0	5.5 2.2	7.5 5.4	昭和50年6月12日 鳥取市富安351-2 中村産業(株)
日清印子豚育成用完全配合飼料 子豚	71BB第15号	15.0 16.5	2.5 3.6	5.5 2.2	7.5 5.7	
日清印若豚飼育用完全配合飼料 ビツグライソ	71BC第23号	15.0 16.1	4.0 5.3	5.0 2.5	8.0 5.5	鳥取市天神町11 (有)桑田商店 鳥取営業所
神戸市長田区駒ヶ林町1-102 日本配合飼料株式会社 神戸工場 三井印若豚飼育用配合飼料 肉豚用エクセルM	72BC第106号	14.0 14.9	2.0 3.1	4.0 2.8	6.5 5.9	
神戸市葦合区小野浜町9-52 協同飼料株式会社 神戸工場 協同印種豚用完全配合飼料 タネトソS	71BD第12号	15.0 16.7	2.0 2.7	8.0 3.6	10.0 7.4	

境港市外江町3743-1	鳥取市安長				
山陰くみあい飼料株式会社	鳥取県経済連鳥取支所				
くみあい標準配合飼料 成鶏用エツグマツシユ17	72TD第84号	17.0 17.7	3.5 4.2	5.0 3.0	12.5 12.1
くみあい標準配合飼料 成鶏用エツグマツシユ16	72TD第83号	16.0 16.4	3.5 4.3	5.0 2.8	12.5 10.7

【備考】 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以上」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。では「以上」をフイソツシユリユル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、上段は分析結果を示す。収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼

製 造 事 業 場 の 所 在 地 及 び 名 称	表 示 区 分	検 査 結 果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
尼崎市西高州27 日本農産工業株式会社 尼崎工場 ノーサンプロイラー種鶏用完全配合飼 「プロツシユS」	表	16.0 16.9	2.0 3.9	7.0 8.1	12.5 8.9	昭和50年6月12日 鳥取市筒梁町 伊吹肥料本店
神戸市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社	表	14.0 14.8	2.5 3.3	5.0 2.2	8.0 4.6	昭和50年6月12日 鳥取市安長35-1 鳥取県経済連鳥取支所
くみあい配合飼料 ビゾゴールドC	表	13.0 13.2	2.0 3.9	9.0 6.2	9.0 6.1	
くみあい配合飼料 ニューキングビーフ前期	表	16.0 16.7	2.5 2.9	4.0 3.1	8.0 5.1	
くみあい配合飼料 ビゾエースB	表					

くみあい配合飼料 ビジエースエクストラ	表	15.0 15.4	2.5 3.0	4.0 1.5	6.0 4.6	昭和50年6月12日 鳥取市湯所町2丁目143 倉谷魚粉製造所
鳥取市湯所町2丁目143 倉谷魚粉製造所 50.0%魚粉		50.0 50.9			28.0 24.4	
神戸市長田区駒ヶ林南町1-102 日本配合飼料株式会社 神戸工場 肉牛エリート	表	12.0 12.8	1.5 3.3	8.0 4.6	9.0 6.3	鳥取市天神町11 (有) 桑田商店 鳥取営業所
境港市外江町3743-1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料 ビジエースC	表	14.0 14.6	2.5 3.0	5.0 2.4	8.0 4.4	鳥取市長 鳥取県経済連鳥取支所
くみあい配合飼料 肉種鶏成鶏用	表	16.0 17.0	3.0 4.1	6.0 2.8	12.5 9.5	
神戸市東灘区住吉浜町18 近畿くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料 神戸肉牛用	表	12.0 12.3	2.0 3.7	10.0 5.1	10.0 7.3	
くみあい配合飼料 乳牛用1号	表	17.0 17.5	2.0 2.5	10.0 7.3	10.0 7.7	
くみあい配合飼料 肉牛用ベレット	表	12.0 12.7	2.0 3.2	8.0 4.1	10.0 6.1	

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第16条の2の規定により成分等表示票を付した飼料を「票」とあるのは任意に成分票を付した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。  
 検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。いては「以上」を「以下」を示し「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。  
 検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。  
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第七百六十六号

昭和五十年七月二十二日付けで河原町から申請のあつた土地改良(山上地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十七号

昭和五十年七月二十八日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良(安蔵地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十八号

昭和五十年七月二十八日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良(屋住地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十九号

昭和五十年七月四日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(伊勢崎第二地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十号

昭和五十年七月二十五日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(富吉地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十一号

昭和五十年七月三十日付けで日南町から申請のあつた土地改良(豊栄地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十二号

昭和五十年七月三十日付けで日南町から申請のあった土地改良（笠木地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十三号

昭和五十年七月三十日付けで日南町から申請のあった土地改良（阿毘縁地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十四号

昭和五十年七月三十日付けで日南町から申請のあった土地改良（下石見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十五号

昭和五十年七月三十日付けで日南町から申請のあった土地改良(福万来地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月六日から二十日間  
縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。  
昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	路線名	起	終	点	重要な経過地
242	大山佐摩線	西伯郡大山町豊房	西伯郡大山町佐摩		

鳥取県告示第七百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年九月五日から二週間鳥取県土木部道路課に

おいて一般の縦覧に供する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	大山佐摩線	西伯郡大山町豊房字尾原二〇四六番の六三の先から同町佐摩字益田二二二番の一の先まで	二・五 二・五・五	七・五二二

鳥取県告示第七百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年九月五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	大山佐摩線	西伯郡大山町豊房字尾原二〇四六番の六三の先から同町佐摩字益田二二二番の一の先まで	昭和五十年九月五日

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和50年度下期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和50年9月5日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 期日 昭和50年11月30日
- 2 場所 鳥取市及び米子市
- 3 試験の種類 試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
丙種化学責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	10時40分から 12時40分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	13時30分から 15時まで
第二種冷凍機械責	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な	10時40分から 12時40分まで

任者免状に係る試験	基礎的な応用化学及び機械工学	13時30分から
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	15時まで
第三種冷凍機械責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10時40分から 12時10分まで

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。

- (3) 写真  
手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書の所定欄にはり付けること。
- (4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）

5 手数料及びその納付方法

- (1) 手数料

丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係る試験

る試験 1400円

第二種冷凍機械責任者免状に係る試験 1600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和50年9月10日から昭和50年9月27日まで

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和50年度第2回の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和50年9月5日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 期日 昭和50年10月18日

2 場所 鳥取市及び米子市

3 試験の種類 試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
第二種販売主任者	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガス法に係る法令	10時から

免状に係る試験 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安 管理の技術	12時まで
--	-------

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書  
受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写真  
手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書の所定欄にはり付けること。
- (4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)
- 5 手数料及びその納付方法
  - (1) 手数料 1000円
  - (2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 受験願書の受付期間  
昭和50年9月8日から昭和50年9月20日まで
- 7 その他
  - (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

雑 報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和49年度決算要旨について、次のとおり公告する。

昭和50年9月5日

地方職員共済組合理事長 増 子 正 宏

昭 和 49 年 度 決 算 要 旨

1 組合の概況

(1) 組合に属する地方公共団体の数

都 道 府 県	47
一部事務組合	17
地方開発事業団	5
計	69

(2) 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数

(単位人、千円)

組合員種別	組合員数	給料(俸給)月額		被扶養者数
		月	額	
一般組合員	350,092	42,278,045	581,845	
地方公務員	17,026	1,932,225	28,562	
一般組合員	2,184	189,678	1,355	
職員団体専従職員	326	39,932	698	
計	369,628	50,439,880	612,460	
短期組合員	46	11,270	74	
船員一般組合員	3	735	8	
船員継続組合員	1,338	184,164	3,094	
任意継続組合員	—	—	—	
任	82	14,576	133	
合 計	371,097	50,650,625	615,769	
組合員1人当たり給料(俸給)月額被扶養者	—	136,489	166	

備考 1 組合員数及び被扶養者数は、昭和50年3月末におけるものであること。

2 給料(俸給)月額は、昭和50年3月におけるものであり、掛金の基礎となつたものであること。

(3) 各経理単位の設置支部数

短期経理	48
長期経理	48
業務経理	47
保健経理	47
医療経理	24
宿泊経理	47
貯金経理	15
貸付経理	48
物資経理	12

2 主な経理単位の決算概算

(1) 短期経理

医療費が昭和49年2月に17.9%同年10月に16%アップし、年間平均では、24.2%アップとなつたこと等により、負担金・掛金等の収入に比し、給付額が増加したため、当期利益金は△43百万円となつた。この当期利益金△43百万円は前期繰越剰余金により全額補てんした。

(2) 長期経理

本年度における給付総額は37,228百万円で前年度に比較し43.8%の増となつた。

一方、負担金・掛金の収入は、83,792百万円で、前年度に比較し、35.7%の増となつた。

この結果、年度末資産総額は378,015百万円で前年度末に対し68,027百万円の増加となつた。その運用状況は、次のとおりである。

ア 地方債、公営企業債、国庫預託金及び預貯金等

<p>イ 職員住宅の設置資金及び宿泊施設等設置のための貸付金 56,847百万円 (15.0%)</p> <p>ウ 組合員への貸付金等 162,237百万円 (42.9%)</p> <p>(3) 保健経理 組合員の健康増進を図るため、疾病予防事業を重点的に実施したほか、保健施設の経営、各種のレクリエーション事業を実施し、その事業費の総額は1,123百万円である。このほか、医療経理、宿泊経理等の運営を助成するため1,128百万円を当該各経理に繰り入れていく。</p> <p>(4) 医療経理 本年度末における施設は、病院1、結核病棟2及び診療所35、計38施設で、診療収入その他の収入総額は976百万円であり、当期利益金は39百万円であった。</p> <p>(5) 宿泊経理 本年度末における稼働施設は宿泊所、保養所及び職員会館81施設であり、これらの施設により総額6,841百万円を収入したが、少額固定資産の損金算入措置のため当期利益金は△241百万円となった。なお、宿泊利用率は58.7%で前年度より若干減少した。</p> <p>(6) 貸付経理 組合員貸付金は前年度より33,778百万円増加し、本年度末貸付金総額は164,803百万円となった。</p> <p>なお、組合員の住宅建設及び土地取得等のための貸付金は157,296百万円であり貸付金総額の95.4%となっている。また本年度末における貸付件数は、16万件であり、前年度末より1万4千件増加してい</p>	<p>158,931百万円 (42.1%)</p>
<p>る。</p> <p>3 各経理単位ごとの損益計算書及び貸借対照表の概況は、次表のとおりである。</p>	

## 貸 借 対 照 表 概 況 (昭和50年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	経理単位		短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物 資
(借 方)											
現金・預貯金	2,635	5,749	235	1,163	168	2,214	490	142	166		
金 銭 信 託		2,707	17	223	79	253	359		2		
短期貸付金	1,750										
未収金・売掛金	73	152	5	20	62	190		12	1,012		
その他の流動資産	1,280	3,038	4	22	35	244	899	38	288		
組合員貸付金								164,803			
建物・構築物			122	268	80	8,570					7
土 地			38	30		2,129					
建設仮勘定						230					
その他の固定資産			26	77	195	772	6	20	85		
貸付信託		1,898					7,245				
有価証券・有価証券 信託・証券投資信託	5,857	141,189					19,107				
長期貸付金		171,330									
投資不動産		47,753									
預 託 金		4,199									
合 計	11,595	378,015	447	1,803	619	14,602	28,106	165,015	1,560		
(貸 方)											
組合員貯金							26,126				
短期借入金								1,750			
その他の流動負債	44	326	11	108	30	564	1,353	273	616		
長期借入金						24	9,090	161,719	497		
原価消却引当金			20	57	112	1,690	4	13	45		
退職給与引当金			172	18	151	568	35	72	207		
その他の引当金						4	741	1,188	20		
支払準備金	6,471	144									
責任準備金		377,545									
別途積立金			160	535	202	943			12		
不足金補てん積立金	2,998			94	69	1,006	588		147		
剰 余 金	2,082		84	991	27				16		
合 計	11,595	378,015	447	1,803	619	14,602	28,106	165,015	1,560		

損益計算書概況(自49.4.1~至50.3.31)

(単位:百万円)

科目	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資
(損失)									
給付	38,823	37,228							
役員報酬・職員給与			508	86	407	2,649	91	209	544
厚生費				1,123					
旅費・事務費			159	46	22	109	18	58	26
商品仕入						195			6,316
薬品・医療材料費					341	1,910			219
飲食材料費						305			
原価消却費									
支払利息					1	428	1,848	8,019	26
その他の支出		46	178	143	165	2,705	17	256	321
財産処分損					1	13			1
繰入金		100		1,128					
相互繰入金						67			
次年度繰越支払準備金	6,470	144							
次年度繰越責任準備金		377,545							
当期利益金	△ 43		78	250	39	△ 241	118		30
合計	45,250	415,063	923	2,776	976	8,140	2,092	8,542	7,483
(利益)									
負担金・掛金	40,034	83,792	570	2,044					
補助金・寄附金				460	3				15
施設収入・患者収入				121	836	6,841			440
商品売上						251			6,905
利息及び配当金	589	21,471	53	77	15	126	2,027	8,539	8
その他の収入	78	35	16	6	1	99	65	3	68
財産処分益						65			
繰入金				68	121	758			47
前年度繰越支払準備金	4,549	147	284						
前年度繰越責任準備金		309,618							
合計	45,250	415,063	923	2,776	976	8,140	2,092	8,542	7,483

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む)】